

大型連休期間における休業の協力依頼施設の追加

4月7日に緊急事態宣言が発令されて以降、県では新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項の規定に基づく外出自粛や、同法第24条第9項に基づく休業要請などを行ってきましたが、依然として県内の感染者は増加しており、大型連休を迎える今、接触機会の低減に一層取り組む必要があります。

国は新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を受け、「連休期間の行楽を主目的とする宿泊に係る事業は継続が求められる対象とはならない」としています。

また連休期間中には、小規模な学習塾や商業施設等にあっても、人が集まりやすいこともあり、人の接触機会の低減を徹底しなければなりません。

そこで、大型連休期間中の感染防止対策を強力に推進するため、下記のとおり休業の協力依頼を行う施設を追加します。

記

1 期間

令和2年4月29日～5月6日

2 特措法によらない協力依頼を行う追加施設

(1) ホテル又は旅館

施設の種類	内訳	要請内容
ホテル又は旅館	行楽を主目的とする宿泊事業に供する宿泊施設（ホテル、旅館等又は民泊）	特措法施行令第11条第1項に規定する施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼

(2) 大学、学習塾等、商業施設

施設の種類	内訳	要請内容
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等のうち、床面積の合計が100㎡以下の施設	特措法施行令第11条第1項に規定する施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の停止要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗のうち、床面積の合計が100㎡以下の施設	

作成年月日	令和2年4月27日
作成部局課室名	産業労働部産業振興局 経営商業課

休業要請事業者経営継続支援事業の対象者の追加

令和2年4月29日から特措法に拠らない協力依頼を行う施設を拡大することに伴い、休業要請事業者経営継続支援事業の対象者を、以下のとおり追加します。

1 追加内容

区分	制度内容 (令和2年4月20日発表分)	追加分 (令和2年4月29日要請等に係るもの)
対象者	<p>(1) 及び(2)のいずれも満たす県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主</p> <p>(1) 以下の①から③のいずれかの要請等に応じた事業所</p> <p>①特措法に基づく休業要請、</p> <p>②特措法に拠らない協力依頼 (100㎡超～1,000㎡以下等) ※大学・学習塾等、商業施設(生活必需物資販売、生活必需サービスを除く)は、100㎡超を対象、旅館・ホテルは集会所のある施設を対象</p> <p>③営業時間短縮の依頼(飲食店)</p> <p>(2) 売上が令和2年4月又は5月において前年同月対比50%以上減少している事業者 ※創業1年1ヶ月未満の事業者については、令和2年4月又は5月の売上が、同年2～4月(5月で比較する場合は同年3～5月)の平均月間売上から50%以上減少等</p>	<p>(1) 及び(2)のいずれも満たす県内に事業所を置く中小法人及び個人事業主</p> <p>(1) 特措法に拠らない協力依頼に応じた事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> 行楽を主目的とする宿泊事業に供する宿泊施設(ホテル、旅館等又は民泊) 100㎡以下の大学・学習塾等、商業施設(生活必需物資の小売関係等以外の店舗及び生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗のみ) <p>(2) 同左</p>
支援金額	<p>中小法人 1,000千円 個人事業主 500千円</p> <p>ただし、飲食店及び旅館・ホテルは、 中小法人 300千円 個人事業主 150千円</p>	<p>中小法人 300千円 個人事業主 150千円</p> <p>※ 複数の休業要請等に対応する場合でも、1事業者当たりの支給額は、上記の額を限度とします。</p>
事業区分	<p>県・市町協調事業として実施</p> <p>県事業 : 2/3相当 市町事業 : 1/3相当</p>	同左
実施手法	<p>・ 交付事務については県が市町から受託して一括して実施</p> <p>〔 支援金の市町分を県が市町から受け入れ、県分とあわせて交付〔事務費は全額県負担〕 〕</p> <p>・ 申請時に休業したことを証する書類の提出を求める</p>	同左

2 追加所要見込額 約23億円(約13,000件) ※県費ベースでは約15億円

【問い合わせ先】 産業労働部 産業振興局 経営商業課 経営支援班 TEL: 078-362-3313